

## 千葉市ディスポーザ排水処理システム等の設置取扱い要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システム等（以下「システム」という。）を排水設備として設置し公共下水道に接続しようとする場合に、必要となる手続き、書類、関係者のそれぞれの立場で取るべき措置等について規定し、事務処理を円滑に進めると共にシステムの適切な維持管理を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) システム システムは、次の二つの部位によるものを基本とする。

- 1 生ごみを破碎する部位（「ディスポーザ」という。）
- 2 破碎された生ごみを排水・処理し、汚濁負荷を低減する部位（「排水処理部」という。）

(2) 使用者 システムの維持管理に最終的に責任を負う者をいい、次に掲げる者が含まれる。

- 1 独立建築物の所有者または賃借人
- 2 賃貸の集合建築物の所有者
- 3 分譲の集合建築物の所有者の代表者

(3) メーカー システムを製造又は販売する者で、社団法人日本下水道協会「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に適合していると評価されている者。

### (設置計画の確認)

第3条 システムを設置しようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉市下水道条例（以下「条例」という。）第5条に基づく届け出の際に、千葉市下水道条例施行規則第4条に規定するその他の必要書類として別紙記載の関係書類を添付するものとする。

(維持管理の指導)

第4条 市長は、条例第5条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、次の事項の順守を求める。

- (1) システムについて、市長が確認した計画に基づき維持管理を適切に行うこと。
- (2) システムの維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (3) システムの維持管理業務委託契約に基づき、専門の維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (4) その他市長の維持管理に関する指導に協力すること。

2 市長は、システムの維持管理が適切に行われていることを確認するため、必要があると認める場合には、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求める。

3 市長は、システムの適正な維持管理を確保するため、必要があると認める場合には、立ち入り検査等の措置を講ずる。

(使用者の地位の承継)

第5条 市長は、条例第5条に基づく計画の確認を行う場合には、申請者に対し、システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた使用者がシステムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものであることおよび第4条第1項の順守が求められていることを当該使用者に説明し、その理解を得るよう努力することを指導する。

(メーカーに対する指導)

第6条 市長は、メーカーに対し、必要があると認める場合には、次の事項を指導する。

- (1) システムの販売に当たり、申請者に対し、システムの維持管理については専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。

(2) 申請者に対し、市長の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得るよう努力すること。

(3) 市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

附 則

この要綱は、平成12年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 1月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

(別 紙)

#### システム関係書類

[I] 一般事項に関する書類

1 適合評価書（写）

[II] 仕様書

1 システムの仕様書

2 算定根拠

[III] 維持管理計画に関する書類

1 維持管理体制

2 処理水質基準

3 点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）および頻度

[IV] その他

1 維持管理業務委託契約書（写）または維持管理業務委託契約確約書

2 使用者承継確約書

（注）1 「維持管理業務委託契約確約書」とは、申請の際に使用者が確定していない場合に、使用者が確定したときには、改めて維持管理業務委託契約書（写）を提出することを、申請者である建築物に係る開発業者等が市長に確約するものである。

（注）2 「使用者承継確約書」とは、申請者がシステムを有する建築物の譲渡等を行う場合に、その譲渡等を受けた使用者に対し、システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものであることおよびこれに伴い本要綱第4条第1項に規定する事項の順守が求められていることを説明し、理解を得るよう努力する旨を、申請者が市長に確約するものである。